

箱根町森林整備計画書

計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

神奈川県

箱根町

市町村位置図



目次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林づくりに関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化と森林施業コストに関する基本方針	3
II	森林整備の方法に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	主伐等における伐採・搬出に関する事項	5
4	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定による伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	無断伐採等の未然防止対策	9
第3	保育作業に関する事項	9
1	人工造林の場合	9
2	天然更新の場合	10
第4	間伐作業に関する事項	11
1	間伐開始の時期	11
2	間伐の繰り返し時期	11
3	間伐の方法	11
4	間伐率	11
5	間伐に当たっての留意事項	11
第5	森林機能に関する事項	12
1	公益的機能別森林の区域と森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
3	特に効率的な施業が可能な森林	14
4	その他必要な事項	16
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	16
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	16
3	森林の整備管理の受委託等を実施するうえで留意すべき事項	17
4	森林管理制度の活用に関する事項	17
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17

3	共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項	17
第8	作業路網その他森林の整備のための必要な施設の整備に関する事項	
1	効果的な森林整備を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路網整備と併せて効率的施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
第9	その他必要な事項	
1	森林に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	19
第1	鳥獣害防止に関する事項	19
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法 (ニホンジカ対策)	19
2	その他必要な事項	20
第2	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予報その他森林の保護に関する事項	20
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法	20
2	鳥獣被害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5	その他必要な事項	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	21
1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
V	その他森林の整備のために必要な事項	22
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	22
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	その他必要な事項	23
	(附) 参考資料	
	用語の解説	

